

令和7年度

会津若松市年間監査計画

会津若松市監査委員

1 監査の実施方針

(1) 監査をめぐる状況

人口減少社会において、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供しうる地方行政体制の確立を図るため、地方自治法が改正され、その中で監査制度についても、地方公共団体自らが監査の適切かつ有効な実施を図るための基準（以下「監査基準」という。）を定め、それに従って、監査を行うことが義務付けられました。

会津若松市においても、全国都市監査委員会が国の指針を踏まえて改訂した「都市監査基準」を基に、令和2年4月に会津若松市監査基準を全部改正したところであり、今後とも全国的な監査水準に基づき、適切かつ有効な監査の実施に努めていきます。

また、本市においては、少子化・人口減少対策を最重要課題とし、将来に向けて持続力と回復力のある力強い地域社会と安心して暮らすことができるまちづくりを目指した行政運営に取り組んでいるところであります。

こうした中、監査においては、監査機能の充実強化を引き続き実践し、監視機能を高めながら、合規性の観点のもとより経済性、効率性及び有効性の観点からも検証を行い、市民の付託に応えられる監査に努めていきます。

《全国都市監査委員会》

全国のほぼ全市の監査委員で組織する団体。監査委員が連絡協議し、監査制度の円滑な運営と発展に向けて、調査研究等を行うとともに、関係行政庁への陳情や意見具申を行う団体。

(2) 監査の基本的な考え方と方向性

① 監査の基本的な考え方

人口減少社会における時代的要請に対応した、本市の行財政運営の確立に寄与する監査を目指すこととし、そうした中であって、令和7年度の監査における基本的な考え方は、次のとおりとします。

市民の負託のもと、行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを確認し、もって、市政への信頼確保と住民の福祉の増進に資する。

② 監査の方向性

令和7年度の監査の方向性については、監査の基本的な考え方の具現化をめざし、次のとおりとします。

- 1) 市民の負託のもと、市民の視点にたった監査を行う。
- 2) 事務処理における合規性・正確性の視点からの監査を行う。
- 3) 事務事業における合理性・効率性の視点からの監査を行う。
- 4) 違法、不当の指摘はもとより、業務改善・課題提案型の監査を行う。
- 5) 会津若松市監査基準や全国都市監査委員会「監査等の着眼点」に準拠した監査を行う。

(3) 監査の重点方針

監査をめぐる状況並びに監査の基本的な考え方及び方向性、更には会津若松市監査基準を踏まえ、令和7年度の監査の重点方針を次のとおりとします。

- ・ 本市の監査基準を基に、公正で合理的かつ効率的な行政運営が図られるよう各種監査を実施していきます。
- ・ 近年の本市をめぐる社会情勢に注視し、これまで以上に監査能力の向上や監査の充実を図り、監査機能を高めていきます。
- ・ 令和8年度に本格導入が予定されている財務会計の電子決裁化に対応した監査手法を検討していきます。さらには、リスクに着目した監査、デジタル技術を活用した監査など新たな監査手法についても研究し、検討を進めていきます。
- ・ 契約事務が法令等に従い適正に処理されているかに着目して監査を実施します。
- ・ 透明性を図るため、分かりやすい監査結果の公表に努めます。

2 各種監査の年間実施計画

(1) 定期監査

毎年度少なくとも1回以上期日を定めて、財務事務や経営に係る事業が、合理的・効率的に行われているかなどを監査するもの。また、必要に応じ、工事について設計・施工等が適正に行われているかについても監査するもの。

- ① 実施方針：1) 個々の事業について、合规性はもとより、事業の成果も勘案し、合理性・効率性についても監査します。
2) 1年間に全部の部局を対象にして、3期に分けて実施します。
3) 定期監査の一環として、工事監査も実施します。
4) 全国都市監査委員会の「監査等の着眼点」を参考に、事務事業のリスクを勘案した監査に努めます。
- ② 対象事業等：1) 令和6年度行政評価の主に重点事業とされた事務事業及び議会で議論となった予算計上事業等を対象として抽出します。
2) 工事監査については、対象年度に実施した工事から抽出して監査します。
3) 監査委員が、必要があると認めるものについても対象とします。
4) 過年度について監査する必要がある場合は、当該監査を要する期間についても遡及して対象とします。

【前期】

- ① 対象部等：財務部、総務部、健康福祉部、選挙管理委員会事務局、公平委員会、固定資産評価審査委員会
- ② 実施予定時期：令和7年4月～8月
- ③ 報告等の時期：令和7年8月下旬
- ④ 議会への報告の時期：令和7年12月定例会議の予定

【中 期】

- ① 対 象 部 等： 市民部、農政部、建設部、教育委員会、農業委員会事務局
- ② 実施予定時期： 令和7年5月～12月
- ③ 報告等の時期： 令和7年12月下旬
- ④ 議会への報告の時期： 令和8年2月定例会議の予定

【後 期】

- ① 対 象 部 等： 企画政策部、観光商工部、会計課、議会事務局、監査事務局、上下水道局
- ② 実施予定時期： 令和7年9月～令和8年3月
- ③ 報告等の時期： 令和8年3月下旬
- ④ 議会への報告の時期： 令和8年6月定例会議の予定

(2) 財政援助団体監査

市が補助金・負担金・損失補償などの財政援助を与えている団体、1/4以上の出資をしている団体又は公の施設の指定管理者等に対し、必要があると認めるときに、事務が適正・効率的に行われているかを監査するもの。

- ① 実 施 方 針： 市が交付する負担金等について、交付目的や制度に沿って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施します。
また、それぞれの所管課に対する監査も実施します。
市が事務局を担い、市の職員が財務事務を担当する団体を選定し監査を実施します。
- ② 対 象： 会津若松市保健委員会、会津若松市食育ネットワーク、会津若松市食生活改善推進協議会（健康増進課）、あいづまちなかアートプロジェクト実行委員会（文化スポーツ課）
- ③ 実施予定時期： 令和7年9月～令和8年3月
- ④ 報告等の時期： 令和8年3月下旬
- ⑤ 議会への報告の時期： 令和8年6月定例会議の予定

(3) 工事監査（随時監査）

定期監査の一環として行う工事監査とは別に、随時監査として技術士に技術調査を委託し、その結果を踏まえて監査するもの。

- ① 実 施 方 針： 定期監査の一環として行う工事監査とは別に、随時監査として技術士に工事技術調査を委託し、その結果を踏まえて工事監査を実施します。
- ② 対 象： 設計額が比較的高額（概ね3千万円以上）な工事等で、技術的に難易度が高く、監査実施時期において工事進捗率が概ね50%前後、又は施工過程において監査の実施が有効と判断されるものを対象として実施します。
○工事名：大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（開発管理課）

- ③ 実施予定時期： 令和7年7月～令和8年1月
- ④ 報告等の時期： 令和8年1月中旬
- ⑤ 議会への報告の時期： 令和8年2月定例会議の予定

(4) 例月現金出納検査

毎月例日を定めて実施する現金の出納の検査。現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金)及び預金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検査するもの。

- ① 実施方針： 1) 毎月の計数を確認するとともに、決算審査につながる検査と位置づけて実施します。
2) 現金預金残高の確認はもとより、資金運用の状況や経営状況にも留意して検査します。
3) 支出内容にも着目し、定期監査につながる検査を実施します。
- ② 対象： 会計管理者（会計課）が保管する現金及び預金
上下水道事業管理者（上下水道局経営企画課）が保管する公営企業会計に係る現金及び預金
- ③ 実施予定時期： 毎月1回（原則、27日）
- ④ 報告等の時期： 検査終了後
- ⑤ 議会への報告の時期： 報告時点の直近の定例会議の予定

(5) 決算審査

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行・運営が適正・効率的に行われているかを審査するもの。

【一般会計及び特別会計】

- ① 実施方針： 決算計数について、真正性も含め確認・検証するとともに、財政状況・資金運用・財産管理について意見を付します。
- ② 対象： 令和6年度の一般会計及び特別会計
- ③ 実施予定時期： 市長から審査に付された日～令和7年8月
- ④ 報告等の時期： 令和7年8月中旬

【公営企業会計】

- ① 実施方針： 決算計数について、資金運用・財産管理を中心に真正性も含め確認・検証するとともに、企業の経営状態の分析を行い意見を付します。
- ② 対象： 令和6年度の水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計
- ③ 実施予定時期： 市長から審査に付された日～令和7年8月
- ④ 報告等の時期： 令和7年8月中旬

(6) 健全化判断比率等審査

【健全化判断比率審査】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に行われているかを審査するもの。

- ① 実施方針：決算書その他関係書類に基づき計数について、真正性も含め確認・検証するとともに、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）が適正であることを審査し、意見を付します。
- ② 対象：令和6年度の一般会計及び公営企業会計等
- ③ 実施予定時期：市長から審査に付された日～令和7年8月
- ④ 報告等の時期：令和7年8月中旬

【資金不足比率審査】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に行われているかを審査するもの。

- ① 実施方針：決算書その他関係書類に基づき計数について、真正性も含め確認・検証するとともに、資金不足比率が適正であることを審査し、意見を付します。
- ② 対象：令和6年度の公営企業会計
（水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、観光施設事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計、三本松地区宅地整備事業特別会計及び工業団地整備事業特別会計）
- ③ 実施予定時期：市長から審査に付された日～令和7年8月
- ④ 報告等の時期：令和7年8月中旬

(7) 基金運用状況審査

特定の目的のために資金を運用するための基金について、目的に沿った運用であるかどうかその適正性及び効率性を審査するもの。

- ① 実施方針：運用型基金が目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかについて審査します。
- ② 対象：令和6年度の板橋好雄奨学資金貸与基金
- ③ 実施予定時期：市長から審査に付された日～令和7年8月
- ④ 報告等の時期：令和7年8月中旬

(8) 各種監査の実施計画の策定

年間監査計画を基本としながら、実施に際しては、上記の各種監査ごとにその時点での修正を加え、監査等の対象、着眼点、主な実施手続、実施日程等について実施計画を定め、監査に当たります。

3 監査の説明責任について

監査は市民の負託によるものであることを踏まえ、説明責任を果たすよう、市民への分かりやすさに留意しながら次のとおり公表に努めます。

- ① 監査の実施に当たって基本原則とする会津若松市監査基準について、これを公表します。
- ② 監査に当たっての年間監査計画について、これを公表します。
- ③ 監査が終了したときは、監査報告等として、監査の種類、対象、着眼点、主な実施内容及び監査等の結果をまとめ、これを公表します。
- ④ 監査結果の報告に関して監査委員の意見が一致せず、合議により決定できない事項がある場合には、会津若松市監査基準に関する規程第21条第3項により、それぞれの監査委員の意見を公表します。

4 監査の推進に向けて

(1) 指摘事項等の措置の促進

監査の一連の手続きは、監査結果の市長等への報告及び市民への公表で終了しますが、指摘事項や指導事項、改善事項等を含む所見については、市長等において当該事項の措置が講じられることによって完結するものです。このため、措置状況について、定期的な報告を求め、進捗管理を通して措置が講じられるよう努めます。

また、地方自治法の改正により、監査報告に関して市長等の執行機関において特に措置を講じる必要があると認める事項について、勧告制度が令和2年に創設されたことから、必要に応じて適用していきます。

(2) 人材育成の強化及び新たな視点の検討

全国的な水準で、合規性・正確性のみならず経済性・有効性・効率性の観点にたって監査を実施し、業務改善・課題提案型監査の役割を担っていくためには、監査能力や監査技術のスキルアップが不可欠であり、監査体制の充実に向け、次のような取組を行います。

- ① 計画的・定例的な監査事務局内研修
- ② 専門機関への派遣研修
- ③ 都市監査関係団体（全国都市監査委員会、東北都市監査委員会、福島県都市監査委員会）との連携による調査研究・情報交換・連絡調整
- ④ デジタル技術を活用した監査など新たな監査手法の研究

(3) 専門家活用の検討

社会情勢の変化により行政の事務事業も高度化、複雑化しています。これに対応した適切な監査を行うためには、専門家の知見の活用が有効と考えられます。このため、工事監査にあたっては、技術士による工事技術調査を踏まえ実施していますが、今後は、対象分野の拡大に向け、調査・検討していきます。